

# 第1編：総論



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の策定にあたって

葉山町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。

町では、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、その後、ニーズの変化や制度改革に伴い、改訂や見直しを繰り返し、平成24年3月には基本計画である「葉山町障害者計画」と市町村障害福祉計画である「葉山町障害福祉計画」を一体的にまとめた「葉山町障害者福祉計画」を策定し、“障害のある人もない人も地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくり”を目指して、障害者施策の推進を図ってきました。

本年度は、「葉山町障害者計画」及び「葉山町障害福祉計画」がともに計画期間の満了を迎えることから、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念などを踏まえ、これまでの取り組みを継続しつつ、アンケート調査や葉山町自立支援協議会の協議内容等を踏まえ、新たな「葉山町障害者福祉計画」を策定し、『障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり』の実現を目指していきます。

町では、平成24年3月に策定した「葉山町障害者福祉計画」において、可能な限り「障害者」という表現に替えて「障害のある人」という表現を使っています。

「障害」という言葉には否定的な意味合いが強く含まれ、これを避けるために「障碍者」あるいは「障がい者」という表現を使っている例もみられますが、この課題の根幹には単に表記の方法にとどまらない問題が含まれていると思われるため、町が単独で表現方法を変えることでよしとするのではなく、計画の推進を通じて「障害者」に替わる適当な表現を作り出すこと、もしくは「障害」という言葉に含まれる否定的な意味合いを払拭することについて問題提起していくために、「障害のある人」という表現を使っています。

本計画においても、国の法令などに基づく制度、固有名詞や町民からいただいたご意見などの標記を除き、引き続き、可能な限り「障害のある人」という表現を使用することとします。

## 2. 障害者支援を取り巻くこれまでの流れ

---

### ○障害者の権利宣言

昭和 50 年（1975 年）国連総会において「障害者の権利宣言」が採択されると、我が国においてもノーマライゼーションの理念が紹介され、地域福祉対策に転換することへの要望が高まりはじめました。しかし、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きることこそノーマル（あたり前）である」とするノーマライゼーションの思想は、これまでの“社会福祉の対象としての障害のある人”に対する考え方に大きな転換を求めるものであり、当初は権利宣言が広く理解されるまでには至りませんでした。

### ○国際障害者年

このため、昭和 56 年（1981 年）を国際障害者年（International Year of Disabled Persons：IYDP）とし、「完全参加と平等（full participation and equality）」をテーマにノーマライゼーションの具体化を目指した国際的なキャンペーンが行われました。

### ○障害者基本法

平成 5 年には、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、「国連障害者の十年」の国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」を改正し、同年 12 月には、昭和 45 年に制定した「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」として大幅改正しました。これにより障害のある人の自立と社会参加の理念を打ち出すとともに、精神障害のある人を医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障害者」としてはじめて位置づけました。

障害のある人の「完全参加と平等」を目指すことが明らかにされたことや法律の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者であることが明記され、さらに難病患者までを含んだ総合的な施策のための障害者基本計画の策定が法的に位置づけられました。

### ○障害者プラン、新障害者プラン

平成 7 年には、同法に基づく「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」が策定され、障害者施策の分野ではじめて数値による施策の達成目標を掲げました。

平成 14 年には「障害者基本計画」が閣議決定され、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念のもと、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、平成 24 年度までの障害者施策の基本的方向について明らかにしています。

これにあわせて、平成 19 年度までの 5 か年に重点的に取り組む事項を定めた「重点施策実施 5 か年計画」が策定されました。

### ○支援費制度

福祉ニーズの増大と多様化に対応するため社会福祉基礎構造改革が進められ、平成 12 年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、障害福祉サービスについても利用者の立場に立った制度を構築するため、平成 15 年 4 月から「支援費制度」が導入されました。

「支援費制度」は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、サービスの利用者数は飛躍的に増加し、サービス量の拡充が図られました。

## ○障害者自立支援法

支援費制度のもとサービスの拡充が図られてきた一方で、ホームヘルプサービス等の実施や相談支援体制の整備については、地域による格差、精神障害のある人に対するサービスが不十分といった課題があり、その他にも入所施設から地域への移行、就労支援等の新たな課題への対応等が求められていました。

こうした状況に対応して、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指し、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月（一部は 10 月）から施行されました。

福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、サービス体系全般の見直しが行われ、必要な障害福祉サービスや相談支援等が、地域において計画的に提供されるように、各種事業を推進していくことになりました。

また平成 17 年には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害などの発達障害のある人の支援体制を定めた「発達障害者支援法」が施行されました。

## ○障害者基本法の改正

平成 18 年に国連において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結（日本政府は平成 19 年に署名）に向けた国内法の整備とあわせて、障害者に係る制度の集中的な改革を行う一環として、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部が改正されました。これにより、すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障害者の定義の見直し（「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から「『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に転換し、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないと規定されました）や、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続における配慮”などが新設されました。

## ○障害者総合支援法

平成 24 年 6 月に「障害者自立支援法」は名称を「障害者総合支援法」に改められました。

町では、このような背景を踏まえ、障害福祉サービスを充実させるため、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく『葉山町障害者福祉計画』を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

### 3. 計画の位置づけ

#### ○計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者計画」であり、障害者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」としても位置づけられ、障害者への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

#### <障害者計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。

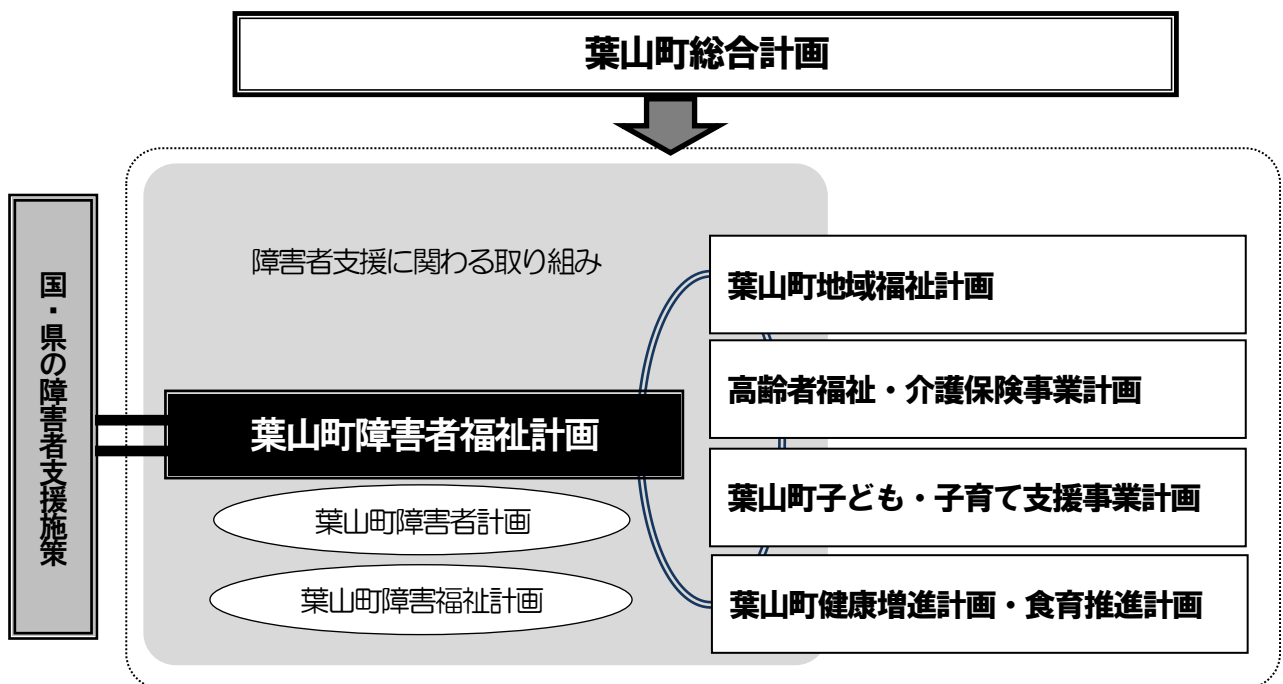
#### <障害福祉計画>

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画の策定は、障害者総合支援法第88条により、策定が義務づけられている計画です。

計画策定にあたっては、総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。

#### ○諸計画の関係



## 4. 計画の対象者

この計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などの以下の関連法を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人及び難病患者等を対象とします。

また、高次脳機能障害についても明確に本計画の対象と位置づけて取り組んでいきます。

### ○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### ○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

### ○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

### ○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

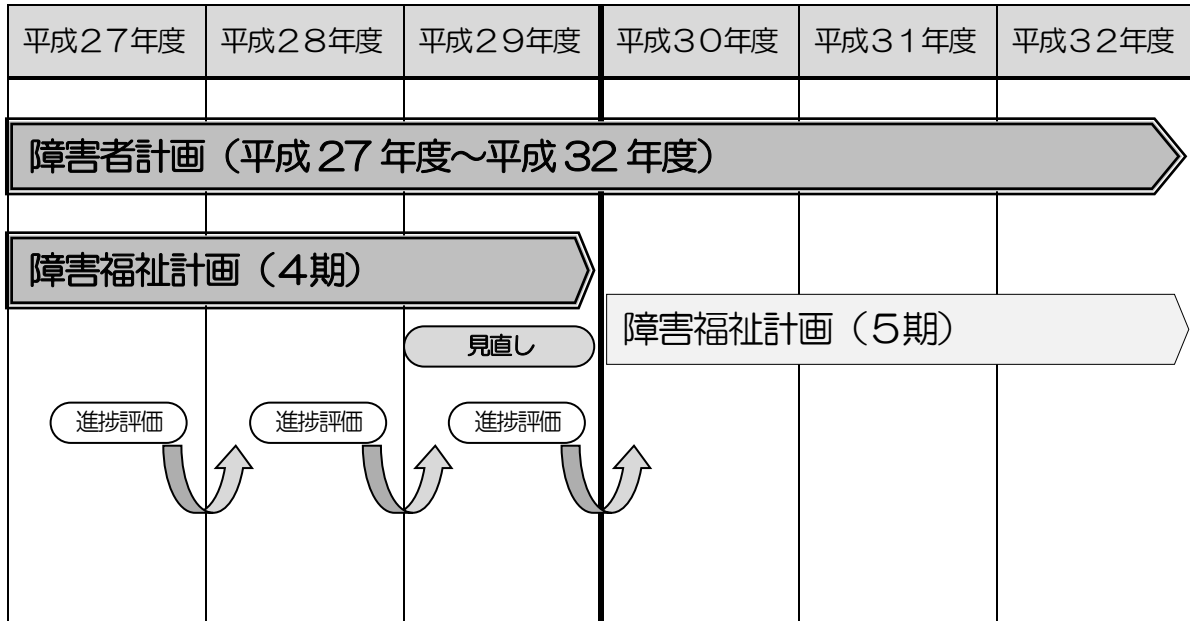
さらに近年、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的なサポートを要する方がいるため、本計画の推進に際しては、“継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある”幅広い方を対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

## 5. 計画の期間

障害者計画は平成 27 年度（2015 年）から平成 32 年度（2020 年）までの 6 年間の計画となっています。

障害福祉計画は、平成 27 年度（2015 年）を初年度とし、平成 29 年度（2017 年）を目標年度とする 3 年間の計画となっています。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。

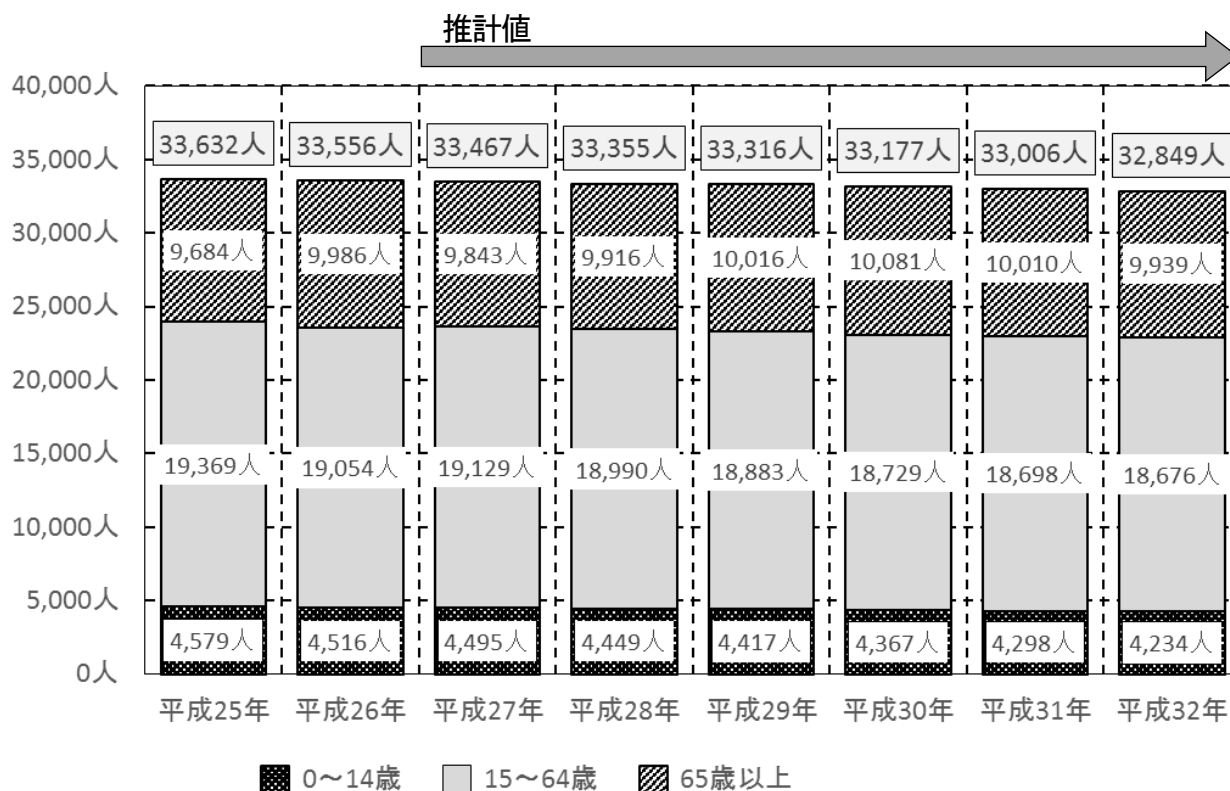




## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### 1. 人口の状況

#### (1) 人口の推移と推計



※葉山町総合計画におけるデータ(10月1日現在)  
※住民基本台帳、国勢調査、外国人登録者数をもとに推計

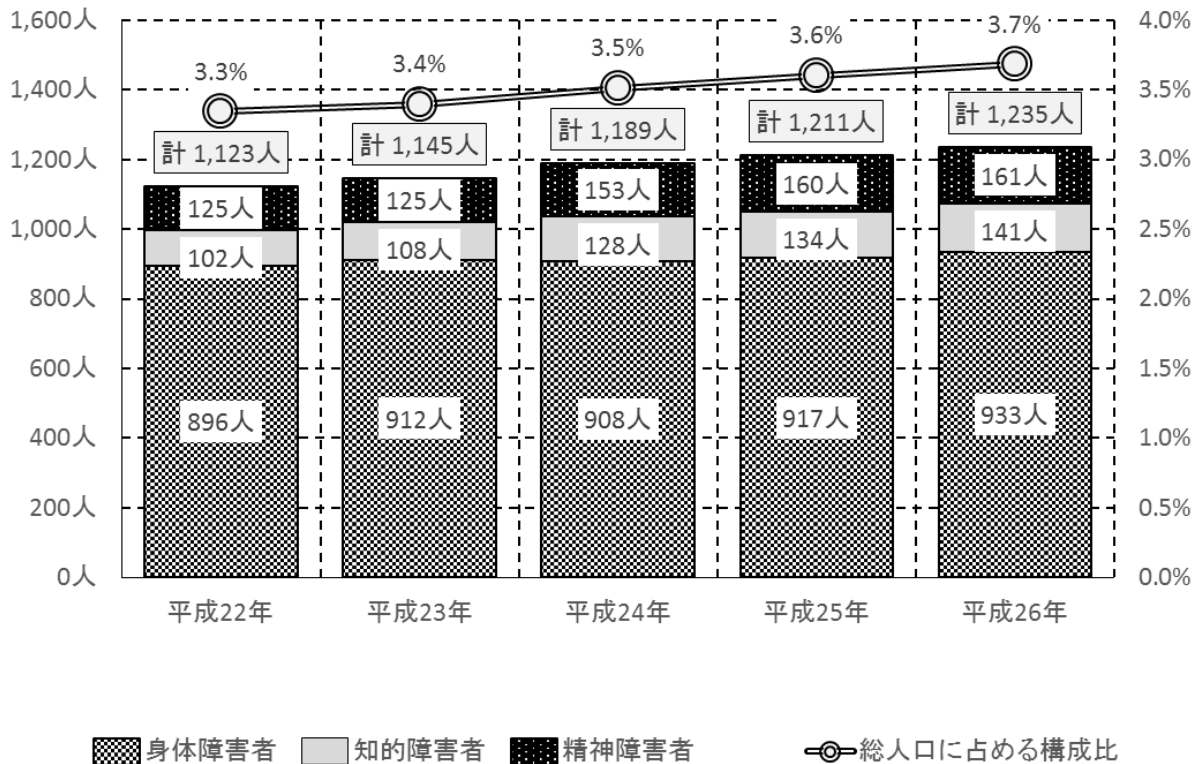
本計画の計画期間にあたる平成27年から平成32年までの総人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成27年の33,467人から平成32年には32,849人と618人の減少となっています。

0～14歳人口、15～64歳人口も減少傾向にあり、特に15～64歳人口は平成27年に比べ、平成32年には453人減少し、18,676人となっています。

一方、65歳以上の高齢者数については平成30年まで増加傾向にあり、平成30年は10,081人となっています。

## 2. 障害のある人の状況

### (1) 障害者数の推移



※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)  
※神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)

平成22年から平成26年までの障害者数の推移（身体障害者：身体障害者手帳所持者、知的障害者：療育手帳所持者、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者）をみると、3障害の合計数は増加傾向にあり、平成22年の1,123人から平成26年には1,235人と、112人の増加となっています。障害者数が総人口に占める割合をみても、平成22年の3.3%から、平成26年には3.7%とわずかながら割合が高くなっています。

障害別にみると、いずれの障害においても人数が増加しています。

各年とも身体障害者が最も多く、障害者全体の8割前後を占めていますが、身体障害者が占める割合は減少し、知的障害者、精神障害者の占める割合が高くなっています。

## (2) 身体障害者の状況

障害種別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
視覚障害	44人	44人	46人	45人	47人
聴覚障害	73人	74人	74人	73人	73人
音声・言語障害	2人	2人	3人	2人	2人
肢体不自由	468人	474人	464人	467人	477人
内部障害	309人	318人	321人	330人	334人
合計	896人	912人	908人	917人	933人

障害等級	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1 級	364人	367人	365人	359人	357人
内18歳未満	6人	6人	5人	5人	4人
2 級	142人	147人	145人	153人	154人
内18歳未満	2人	1人	1人	1人	2人
3 級	135人	141人	136人	126人	137人
内18歳未満	5人	6人	6人	7人	6人
4 級	177人	177人	191人	203人	198人
内18歳未満	1人	0人	0人	0人	0人
5 級	31人	31人	29人	30人	35人
内18歳未満	1人	1人	1人	1人	0人
6 級	47人	49人	42人	46人	52人
内18歳未満	1人	1人	1人	1人	1人
合計	896人	912人	908人	917人	933人
内18歳未満	16人	15人	14人	15人	13人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

身体障害者の障害種別や等級の内訳をみると、障害種別においては内部障害が増加傾向を示しています。

等級については、4級が増加傾向を示していますが、身体障害者に占める割合としては各年とも1級の占める割合が最も高くなっています。

### (3) 知的障害者の状況

障害程度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
A 1	47人	50人	61人	68人	68人
A 2					
内18歳未満	10人	12人	11人	12人	11人
B 1	15人	14人	15人	31人	37人
内18歳未満	1人	1人	2人	3人	3人
B 2	40人	44人	52人	35人	36人
内18歳未満	10人	11人	14人	12人	16人
合 計	102人	108人	128人	134人	141人
内18歳未満	21人	24人	27人	27人	30人

※葉山町障害者台帳(各年4月1日現在)

療育手帳には、障害の程度により、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の区分があります。

知的障害者の障害の程度についてみると、B 2（軽度）は減少傾向にありますが、B 1（中度）以上は増加傾向を示しています。

### (4) 精神障害者の状況

障害等級	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1 級	24人	25人	30人	30人	28人
構成比	19.2%	20.0%	19.6%	18.8%	17.4%
2 級	66人	74人	90人	99人	101人
構成比	52.8%	59.2%	58.8%	61.9%	62.7%
3 級	35人	26人	33人	31人	30人
構成比	28.0%	20.8%	21.6%	19.4%	18.6%
合 計	125人	125人	153人	160人	161人
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級についてみると、3級は減少しているものの、1級、2級ともに増加しており、特に2級の増加が顕著となっています。

2級が手帳所持者全体に占める構成比も、平成 22 年には 52.8%でしたが、平成 26 年には 62.7%と、約 10 ポイント上昇しています。

## (5) 障害程度区分の状況

障害程度 区分あり	区分なし	合 計
90 人	90 人	180 人

障 程 度 区 分	区 分 別 計	比 率
区分1	4 人	4.44%
区分2	20 人	22.22%
区分3	25 人	27.78%
区分4	15 人	16.67%
区分5	12 人	13.33%
区分6	14 人	15.56%
合 計	90 人	100%

※平成26年3月31日現在

障害者自立支援制度では、サービスを利用する前に、障害者の心身の状態を表す「障害程度区分」を認定します。

平成 25 年度末時点の障害程度区分の有無をみると、サービスの支給決定を受けている人の内、区分ありが 90 人、区分なしが 90 人となっています。

障害程度区分の内訳をみると、区分 3 と区分 2 が多く、区分 1 が少ない状況となっています。

☆障害者自立支援制度では、障害者の心身の状態を表す「障害程度区分」に応じて希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを考慮して利用するサービスの種類や量を市町村が決定（支給決定）します。

### 3. 障害福祉サービス等の利用状況

#### (1) 障害福祉サービス

##### ①自立支援給付・障害児通所支援

介護給付・訓練等給付サービスの利用実績は、以下のとおりです。

(平成26年3月提供・4月審査分)

サービス種類	支給決定者数	利用者数	利用回数
訪問系サービス	27人	18人	284時間
居宅介護	26人	18人	284時間
うち身体介護中心	12人	10人	177時間
うち家事援助中心	17人	3人	9時間
うち通院等介助中心(身体介護あり)	6人	10人	98時間
うち通院等介助中心(身体介護なし)	1人	0人	0時間
うち通院等乗降介助	0人	0人	0回
重度訪問介護	0人	0人	0時間
行動援護	0人	0人	0時間
同行援護(身体介護あり)	0人	0人	0時間
同行援護(身体介護なし)	1人	0人	0時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	
日中活動系サービス	121人	111人	1,797人日
生活介護	57人	53人	949人日
自立訓練(機能訓練)	1人	1人	19人日
自立訓練(生活訓練)	2人	1人	19人日
宿泊型自立訓練	1人	1人	20人日
就労移行支援	2人	2人	32人日
就労移行支援(養成施設)	0人	0人	0人日
就労継続支援(A型)	11人	11人	216人日
就労継続支援(B型)	47人	42人	542人日
短期入所	31人	4人	17人日
療養介護	1人	1人	17日
居住系サービス	12人	11人	301日
共同生活介護	12人	11人	301日
共同生活援助	0人	0人	0日
施設入所支援	16人	16人	473日
小計	208人	161人	
サービス利用計画作成費	70人	11人	
児童発達支援・放課後等デイサービス	44人	33人	97日
障害児支援利用計画作成費	2人	0人	
総計	324人	205人	

## ②自立支援医療

自立支援医療の利用実績は、以下のとおりです。

(平成 25 年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
自立支援医療	身体に障害を持つ方の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病をお持ちの方が通院するための医療費を助成します。 利用にあたっては、事前申請により医療サービスの必要性の認定を受けて、医療サービスを受けることができます。	
更生医療		17 人/年
育成医療		7 人/年
精神通院医療		306 人/年

## ③補装具費の支給

補装具費の支給実績は、以下のとおりです。

(平成 25 年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
補装具費支給	障害児者の失われた部位や障害のある部位を補い、日常生活を容易にするための補装具の購入費または修理費を支給します。	64 人/年 (購入 32 人) (修理 32 人)

<対象となる補装具>

視覚障害児者	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴覚障害児者	補聴器
音声・言語機能障害児者	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児者	義手・義足・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・座位保持装置・歩行補助杖（T字杖を除く）
肢体不自由児	座位保持椅子・起立保持具・排便補助具・頭部保持具
呼吸器・心臓機能障害者	車椅子・電動車椅子

## (2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用実績は、以下のとおりです。

(移動支援・日中一時は平成 26 年 3 月提供・4 月審査分、その他は平成 25 年度年間利用分)

サービス種類	利用者数	利用回数
障害者相談支援事業		
支援センター一皿		延 3,143 人/年
地域生活サポートセンターとらいむ		延 568 人/年
葉山町こころの相談室ポート		延 646 人/年
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者派遣	12 人	38 回/年
手話通訳者設置	7 人	40 回/年
日常生活用具給付事業	124 人	661 件/年
移動支援事業	28 人	302 時間/月
地域活動支援センター事業	とらいむ 15 人 ポート 59 人	延 380 人/年 延 5,426 人/年
日中一時支援事業	1 人	2 日/月

### (3) その他の福祉サービス

障害者総合支援法とは別に町が独自に実施するサービスの利用実績は、以下のとおりです。

(平成 25 年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数	利用回数
雇用報奨金支給事業	障害者を雇用する事業者に雇用報奨金を支給します。	8 人	6 事業所
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。	1 人	72 回/年(月 6 回)
送迎サービス	移動が困難な重度障害者にハンディキャブにより送迎を支援します。	81 人	576 回/年
住宅設備改良費補助事業 ※国・県補助あり	重度障害者の在宅生活を支援するため、住宅改良費用を助成します。	2 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外階段段差解消工事</li> <li>・外階段、アプローチ、玄関ホール手摺設置工事</li> <li>・階段、浴室、トイレ、玄関の手摺設置工事</li> </ul>
重度障害者燃料費助成事業	重度障害者の社会参加促進を図るため、燃料費の助成またはタクシー券を交付します。	94 人	10ℓ/月
重度障害者タクシー券交付事業		399 人	24 枚/年 (1枚 600 円)
障害児者通所交通費支給事業	経済的負担軽減を図るため、障害者施設への通所に係る交通費を助成します。	72 人	30 施設
障害者福祉施設利用者助成事業	障害者施設のグループホームまたはケアホームに入居している障害者に対し家賃の一部を助成します。	12 人 (内体験入所 2 人)	月額 10,000 円(上限)
重度障害者医療助成事業	経済的負担軽減を図るため、重度障害者の医療費(自己負担分)を助成します。	453 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体手帳1～2級、</li> <li>・身体3級かつ知能指数50以下、</li> <li>・知能指数35以下、</li> <li>・精神手帳1級</li> </ul>



## 4. 障害のある子どもの教育環境

### (1) 保育園等における状況

町内の保育園等の障害児数は以下のとおりです。

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
保育園	施設数	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
	障害児数	2人	1人	1人	2人	2人
障害児通園施設 (たんぼぼ教室)	施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
	通園児数	33人	33人	36人	33人	23人

※子ども育成課(各年4月1日現在)

### (2) 小中学校における状況

町内の小中学校の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

特別支援学級		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学校(4校)	学級数	10クラス	10クラス	10クラス	10クラス	11クラス
	在学者数	31人	32人	32人	37人	50人
	職員数	21人	21人	23人	24人	25人
	(内常勤数)	(11人)	(11人)	(11人)	(11人)	(11人)
中学校(2校)	学級数	5クラス	5クラス	4クラス	6クラス	6クラス
	在学者数	8人	10人	12人	15人	15人
	職員数	8人	8人	8人	10人	10人
	(内常勤数)	(5人)	(5人)	(4人)	(6人)	(6人)

※学校教育課(各年5月1日現在)

### (3) 通級指導教室の状況

町内の通級指導教室の在籍者数は以下のとおりです。

通級指導教室		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ことば・きこえの教室	在学者数	28人	33人	26人	26人	42人
	職員数	2人	2人	2人	2人	3人

※学校教育課(各年4月1日現在)

## 5. アンケート調査結果のポイント

### (1) 調査の概要

#### 1) 調査の目的

この調査は、葉山町障害者福祉計画（計画期間：平成 27 年から 32 年）の策定や施策推進の基礎資料として、町民の皆さまの障害や障害のある人に対する意識、今後の障害者施策に対する意向などを把握することを目的に実施しました。

#### 2) 調査の方法

##### 調査対象者と抽出方法

- ◎障害のある人：町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人及び精神障害者自立支援医療の受給者の人
- ◎一般町民：町内在住の 18 歳以上の町民から無作為に抽出した 300 人

##### 調査時期

平成 26 年 6 月 27 日～7 月 11 日

##### 調査方法

郵送調査

#### 3) 回収状況

	発送数	回収数	回収率
障害のある人	1,384 人	710 人	51.3%
身体障害者手帳の所持者	907 人	510 人	56.2%
療育手帳の所持者	144 人	65 人	45.1%
精神障害者保健福祉手帳の所持者	172 人	87 人	50.6%
自立支援医療の受給者 （精神障害者保健福祉手帳所持者は除く）	161 人	48 人	29.8%
一般町民	300 人	106 人	35.3%

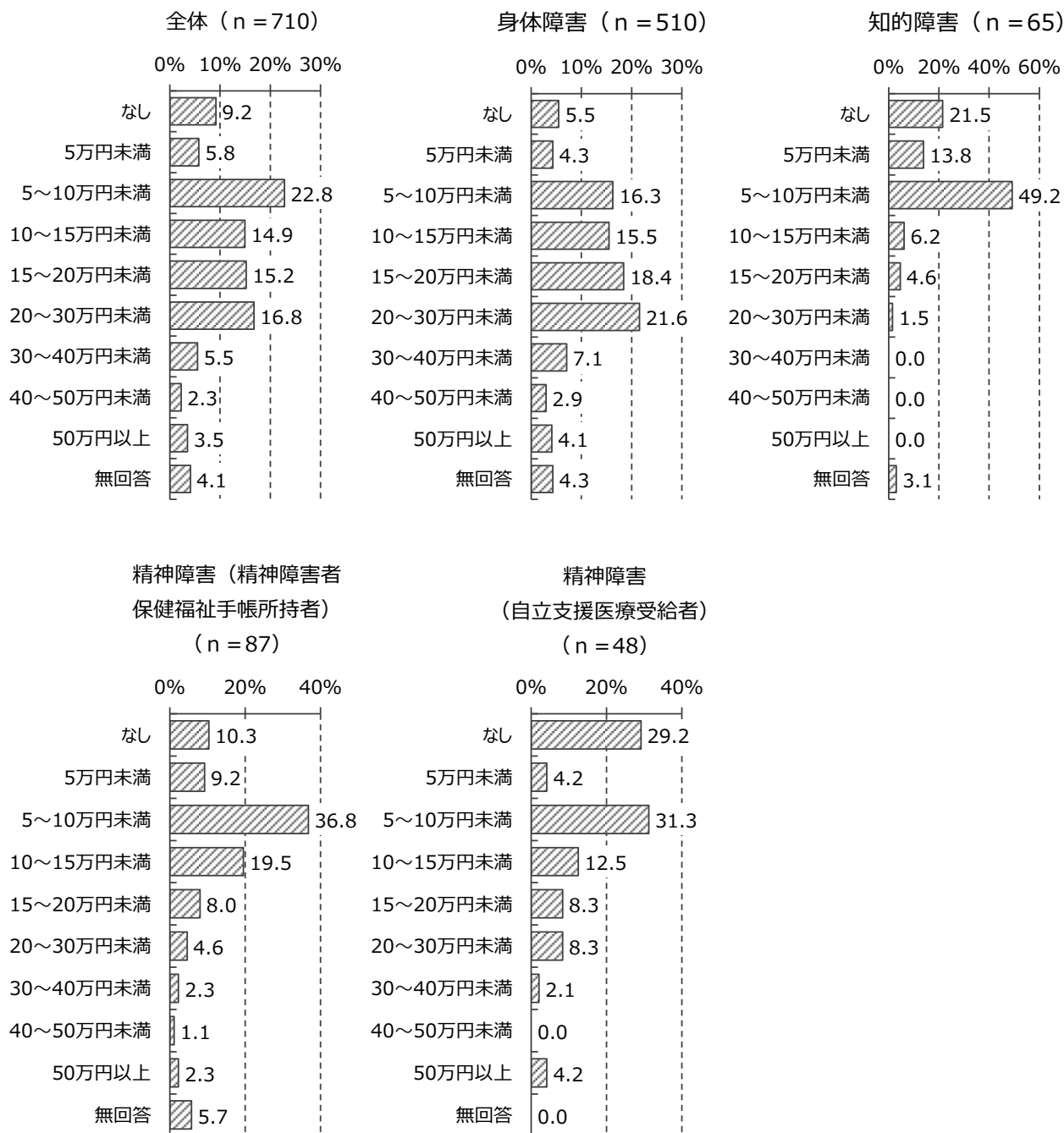
#### 4) 調査結果の表記に関する注意事項

- ・調査結果の%表記については、小数第 2 位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも 100%になるとは限りません。
- ・複数回答の質問は、回答数を 100%として各選択肢の%を算出しているため、合計が 100%を超えることがあります。
- ・図表中の n は回答者数を示しています。
- ・図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

## (2) 調査結果のポイント

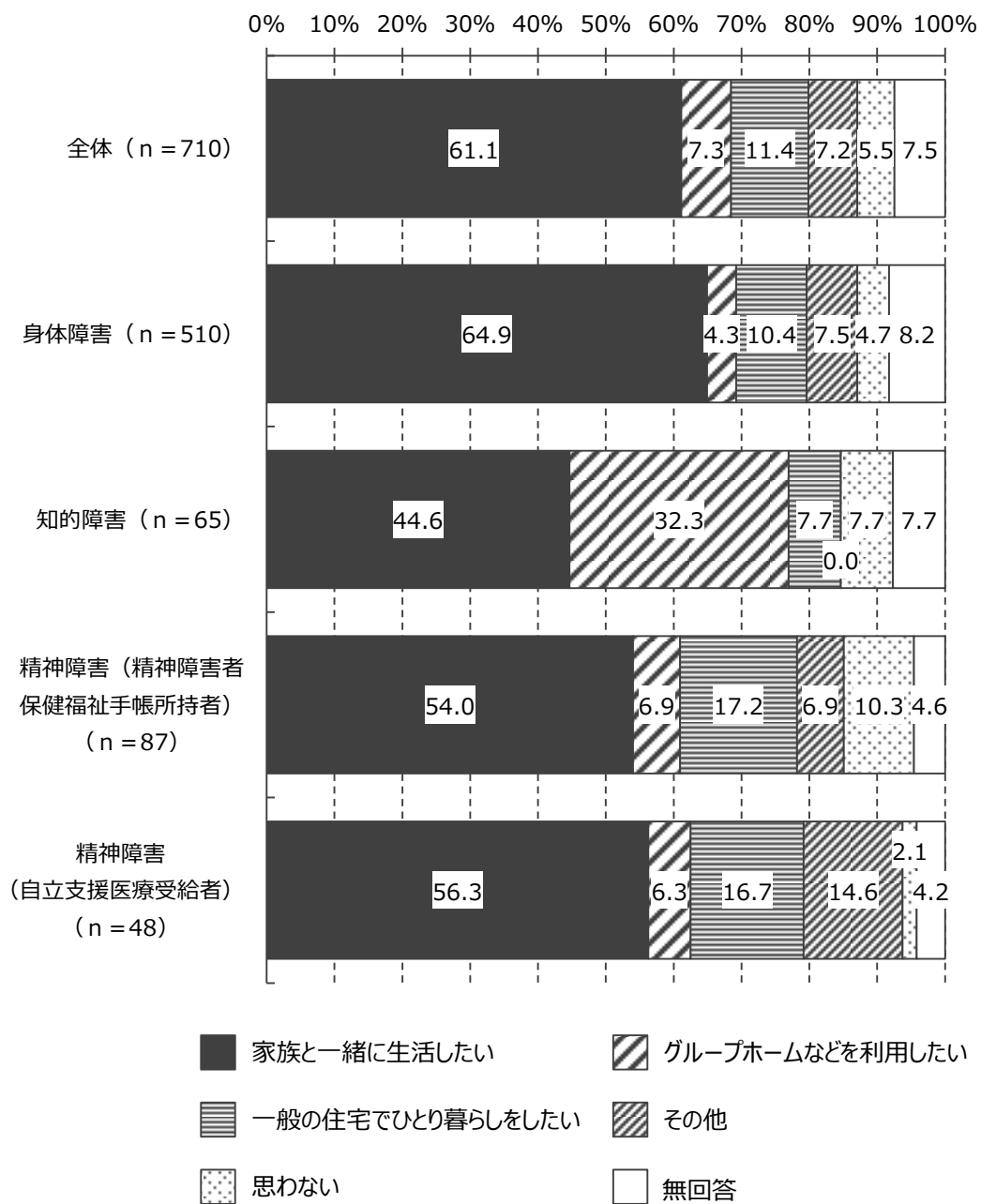
### 1) 障害のある人調査

#### ◎月収について（障害のある人調査）



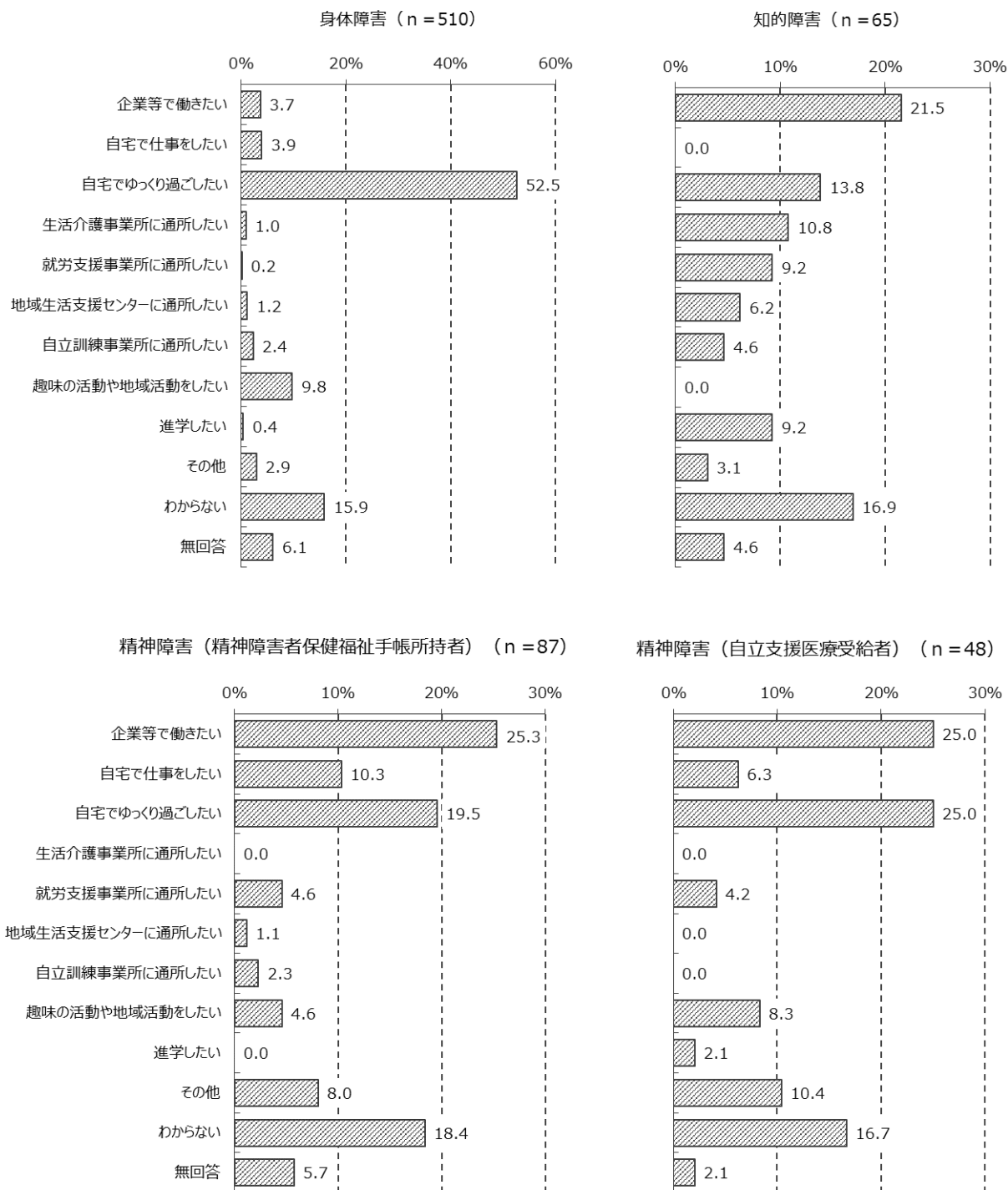
☆月収は、身体障害では「20～30万円未満」が2割。知的障害、精神障害、精神障害（自立支援医療）では「5～10万円未満」が多く、知的障害、精神障害（自立支援医療）では「なし」という回答も2割を超える。

## ◎地域での生活意向について（障害のある人調査）



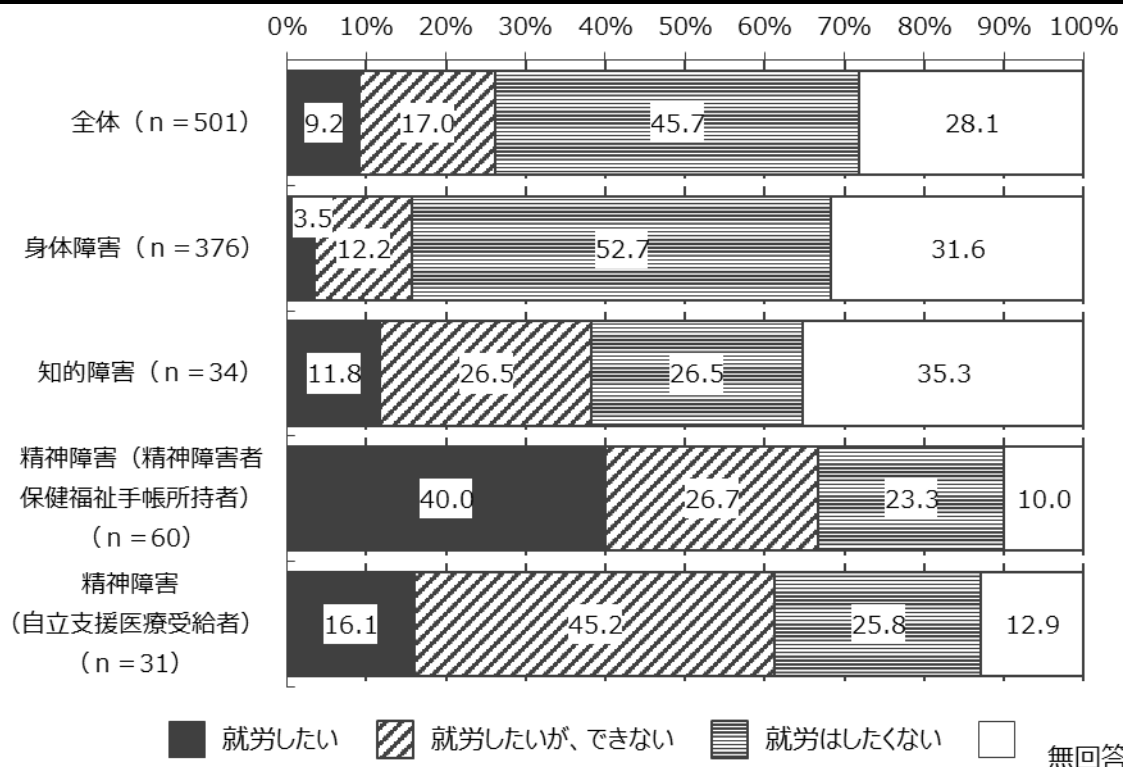
☆いずれの障害においても将来も「家族と一緒に暮らしたい」という意向が強いものの、知的障害では「グループホームなどを利用したい」が3割を超え、精神障害、精神障害（自立支援医療）では「一般の住宅でひとり暮らしをしたい」という回答が15%以上を占める。

## ◎5年後の過ごし方について（障害のある人調査）



☆5年後の暮らし方の希望としては、回答者に高齢者が多いこともあり、身体障害では「自宅でゆっくり過ごしたい」が半数を超える。知的障害、精神障害、精神障害（自立支援医療）では年齢も若く月収も少ないことから「企業等で働きたい」が2割を超える。

## ◎今後の就労意向について（障害のある人調査）



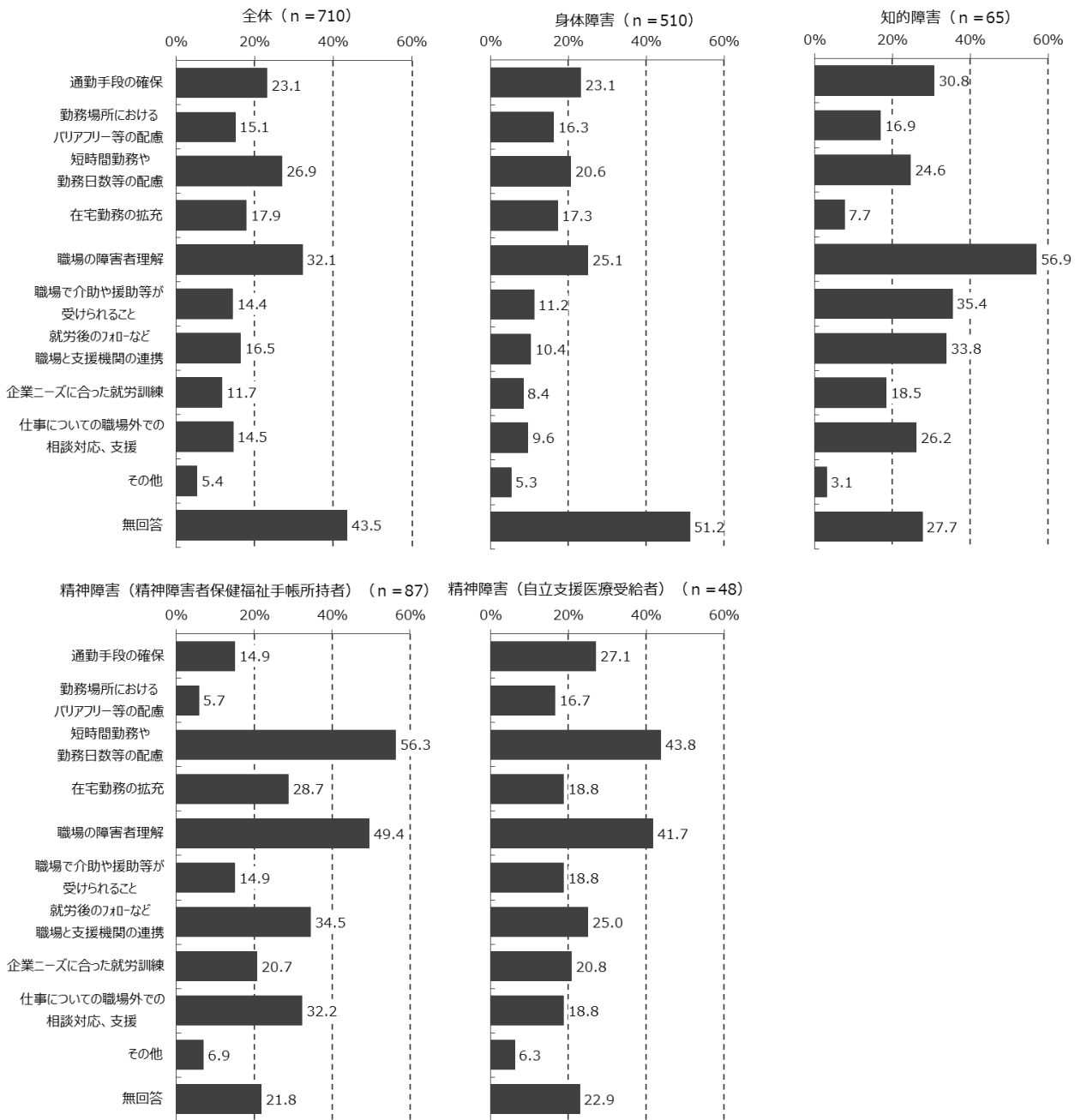
	身体障害					知的障害					精神障害 (精神障害者手帳所持者)					精神障害 (自立支援医療受給者)				
	18歳未満	18歳564歳	65歳以上	無回答	合計	18歳未満	18歳564歳	65歳以上	無回答	合計	18歳未満	18歳564歳	65歳以上	無回答	合計	18歳未満	18歳564歳	65歳以上	無回答	合計
全体	0人	47人	328人	1人	376人	1人	27人	6人	0人	34人	0人	52人	8人	0人	60人	1人	20人	9人	1人	31人
就労したい	3.5	0.0	10.6	2.4	0.0	11.8	100.0	11.1	0.0	0.0	40.0	0.0	44.2	12.5	0.0	16.1	0.0	25.0	0.0	0.0
就労したいが、できない	12.2	0.0	25.5	10.4	0.0	26.5	0.0	29.6	16.7	0.0	26.7	0.0	28.8	12.5	0.0	45.2	0.0	55.0	33.3	0.0
就労はしたくない	52.7	0.0	40.4	54.6	0.0	26.5	0.0	22.2	50.0	0.0	23.3	0.0	19.2	50.0	0.0	25.8	0.0	20.0	33.3	100.0
無回答	31.6	0.0	23.4	32.6	100.0	35.3	0.0	37.0	33.3	0.0	10.0	0.0	7.7	25.0	0.0	12.9	100.0	0.0	33.3	0.0

☆就労、通園・通学していない人に就労をしたいと思うかを聞いたところ、全体では「就労したい」と回答した人が9.2%、「就労したいが、できない」人が17.0%、「就労はしたくない」人が4割以上を占める。

☆障害種別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労したい」(40.0%)、自立支援医療受給者では「就労したいが、できない」(45.2%)、身体障害では「就労はしたくない」(52.7%)と回答する人の割合が高い。

☆各対象の回答者の年齢別の内訳をみると、65歳以上では「就労はしたくない」という回答の割合が高く、64歳以下の若い世代では「就労したい」、「就労したいが、できない」という就労意向が強い。

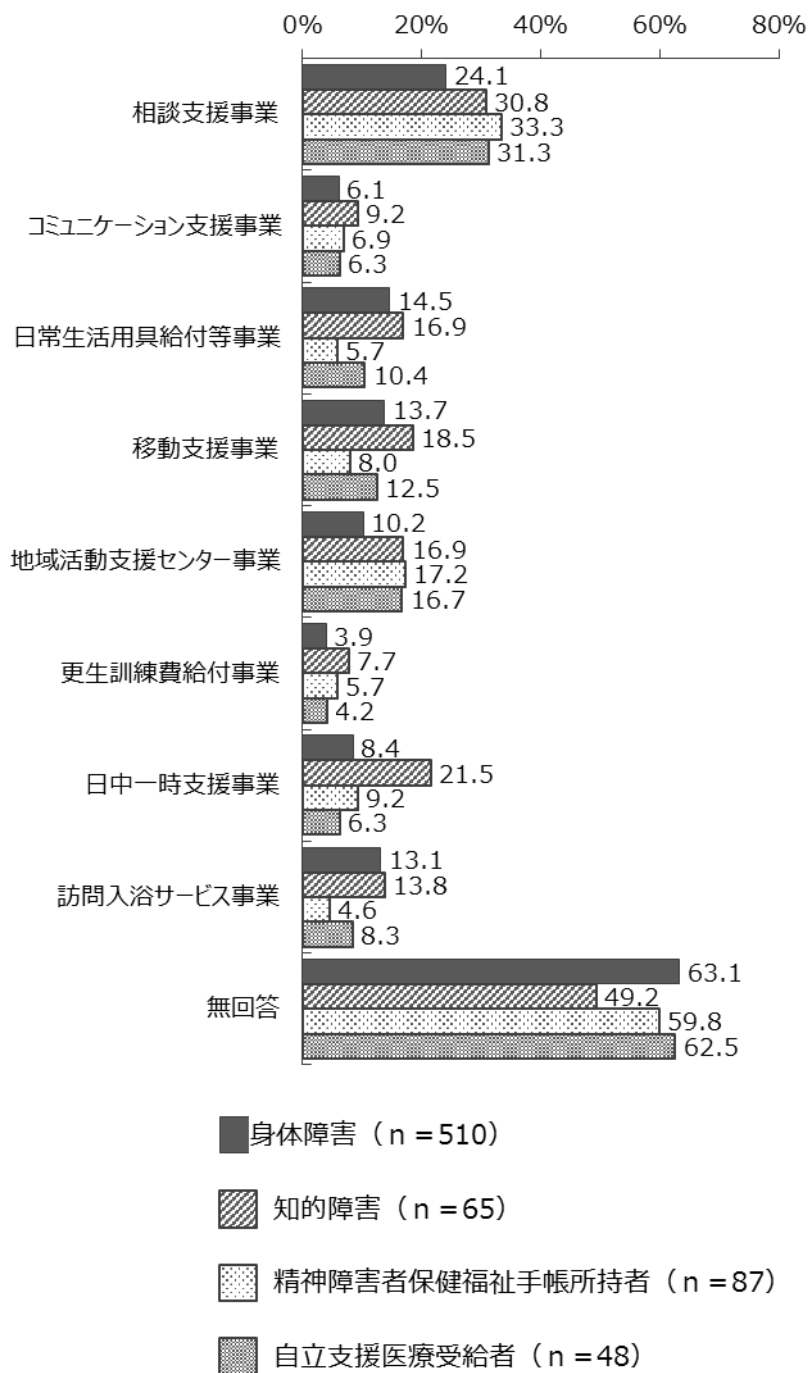
## ◎就労支援として必要なことについて（障害のある人調査）



☆障害者の就労支援として必要だと思うことは、全体では「職場の障害者理解」（25.1%）、「通勤手段の確保」（23.1%）、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（20.6%）をあげる人が2割台が多い。

☆障害種別にみると、知的障害では「職場の障害者理解」（56.9%）、精神障害者保健福祉手帳所持者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（56.3%）をあげる人の割合が特に高く、その他、知的障害、精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」、知的障害では「職場で介助や援助等が受けられること」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「仕事についての職場外での相談対応、支援」の割合が3割以上と他の障害種別に比べて高い。

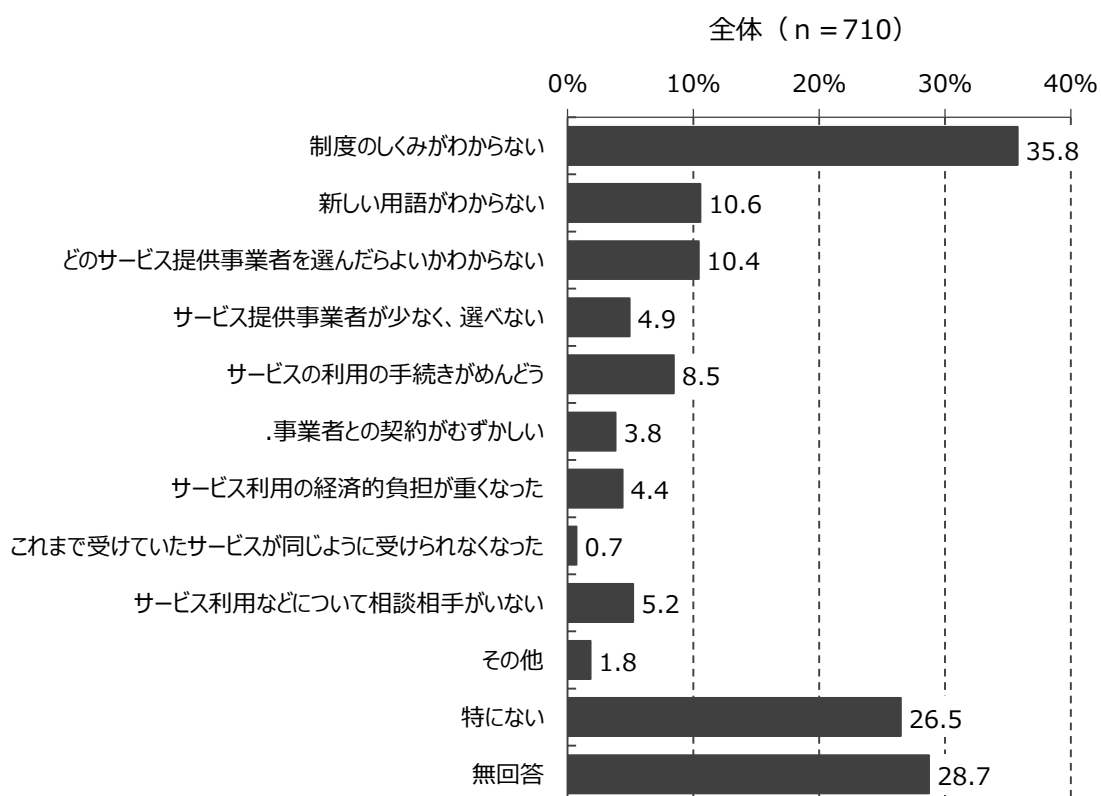
◎地域生活支援事業の今後の利用意向について（障害のある人調査）



☆今後利用したいサービスとしてはいずれの障害においても「相談支援」の利用意向が高い。

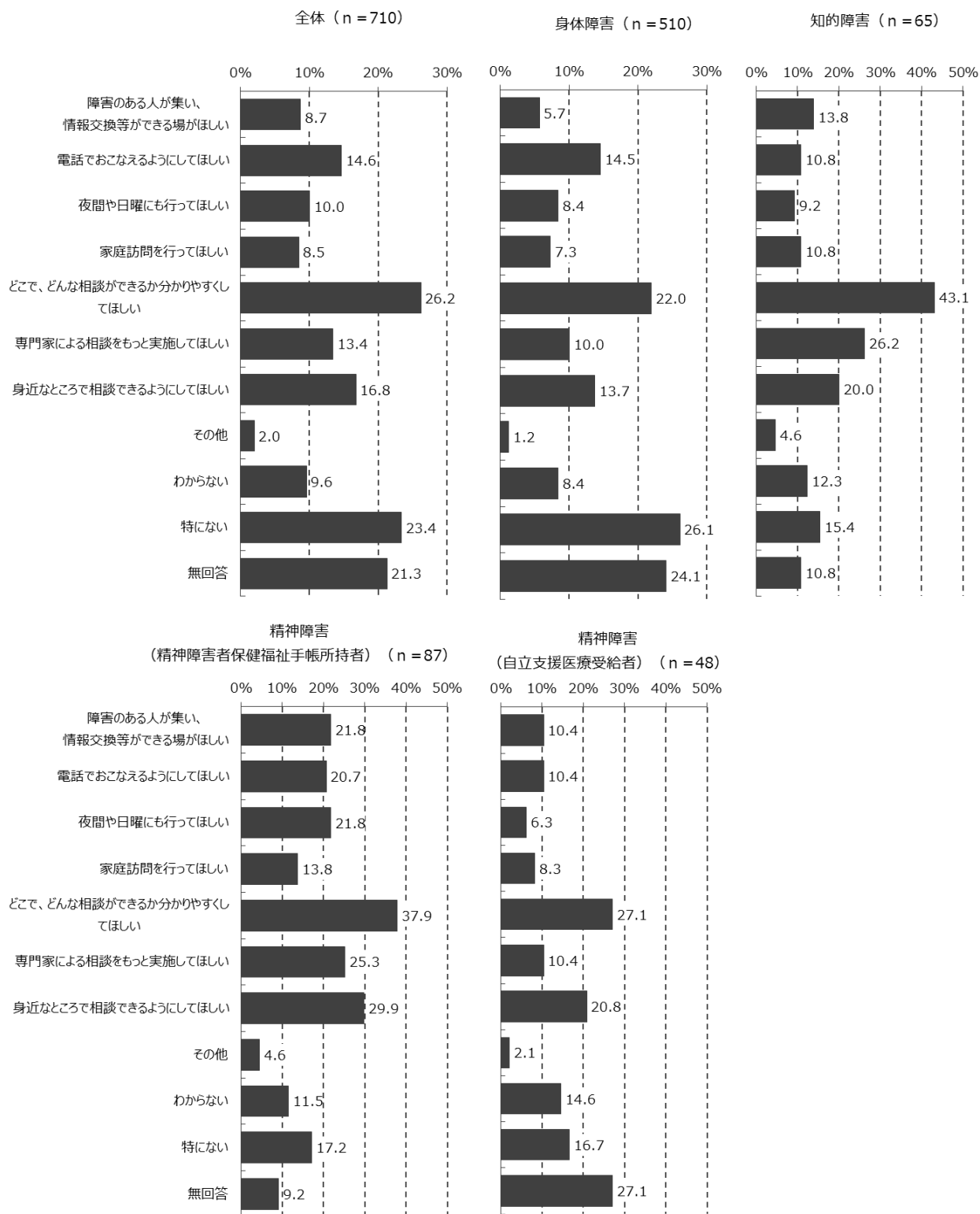


## ◎障害福祉サービスの利用についての困りごとについて（障害のある人調査）



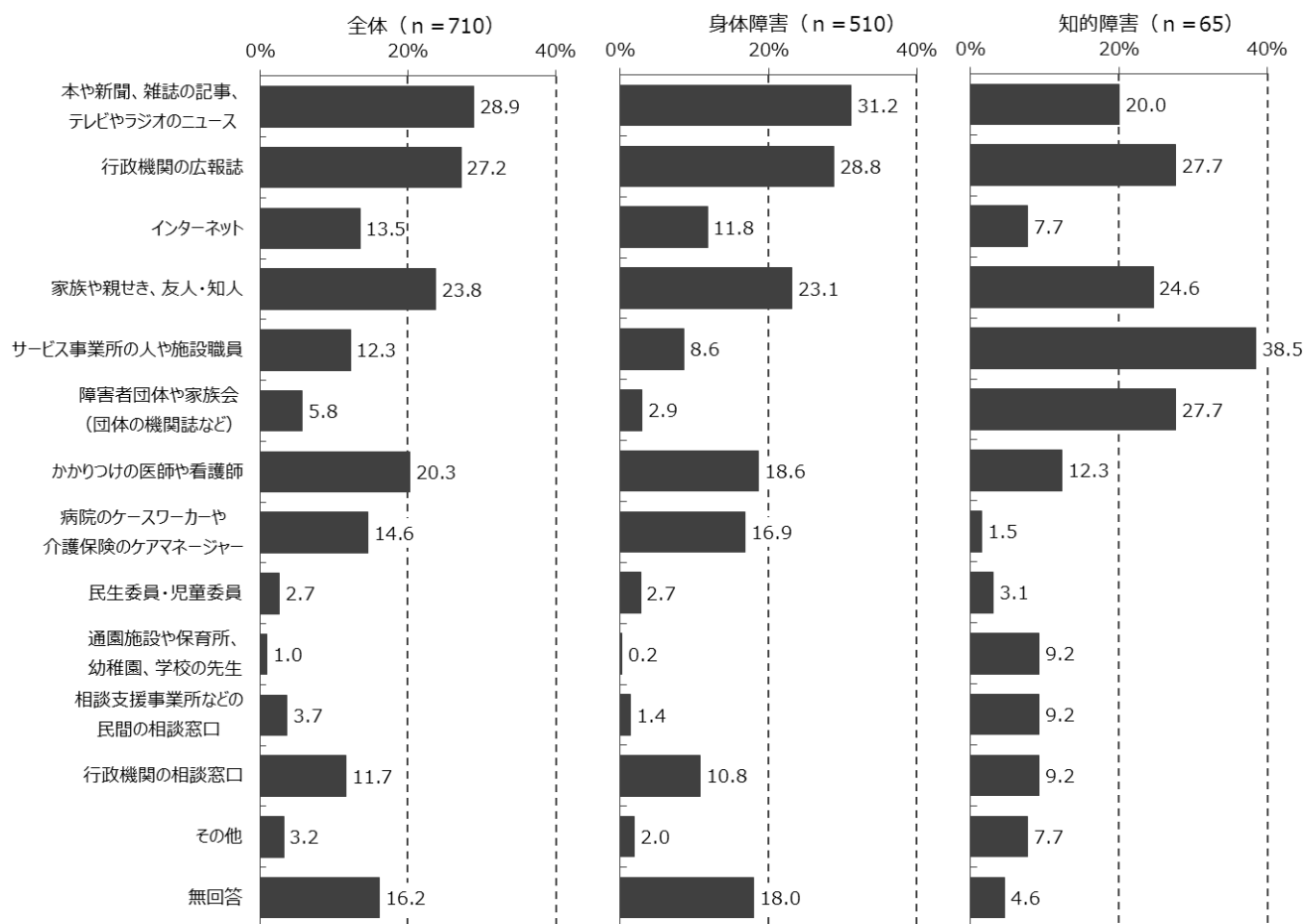
☆障害福祉サービスの利用については、すべての障害において「制度のしくみがわからない」ことが問題となっている。

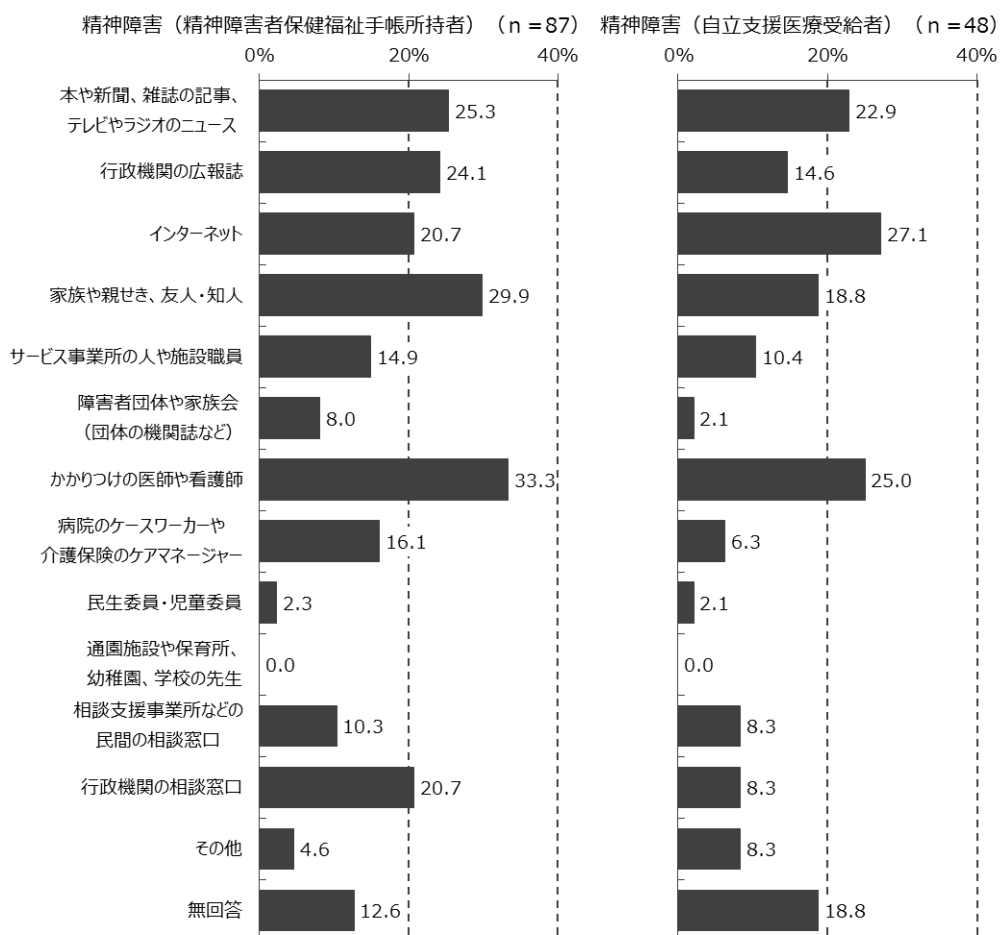
## ◎相談するために必要なことについて（障害のある人調査）



☆困ったときの相談等の際にしてほしいこととしては、いずれの障害種別でも「どこで、どんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」が最も多い。また、精神障害者保健福祉手帳所持者の約3割が「身近なところで相談できるようにしてほしい」としている。

## ◎障害や福祉サービスに関する情報の入手先について（障害のある人調査）



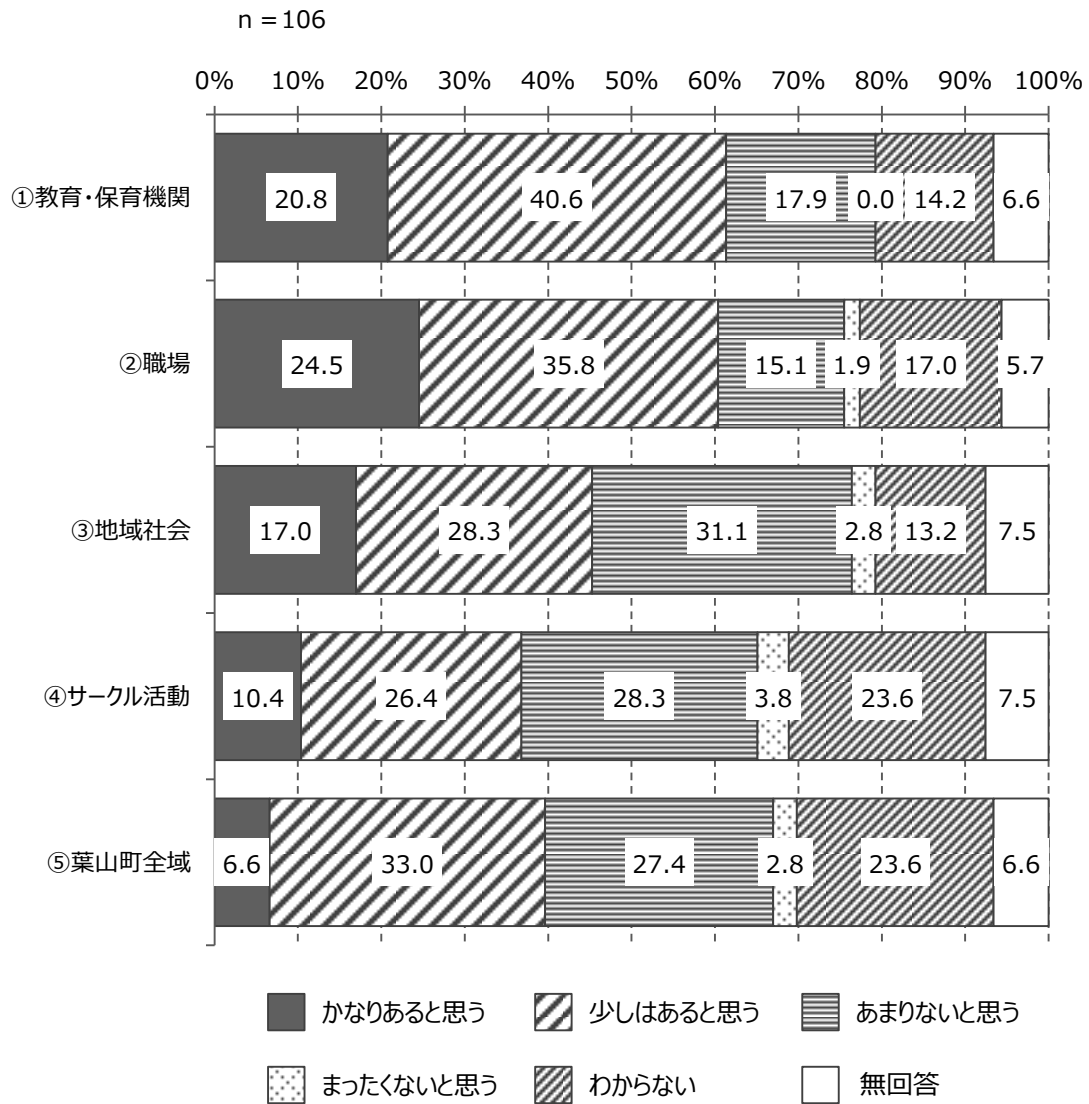


☆障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先は、全体では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が28.9%で最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が27.2%、「家族や親戚、友人・知人」が23.8%、「かかりつけの医師や看護師」が20.3%が続いている。

☆障害種別にみると、知的障害では「サービス事業所の人や施設職員」（38.5%）、「障害者団体や家族会（団体の機関誌など）」（27.7%）の割合が他の障害種別に比べて高い。

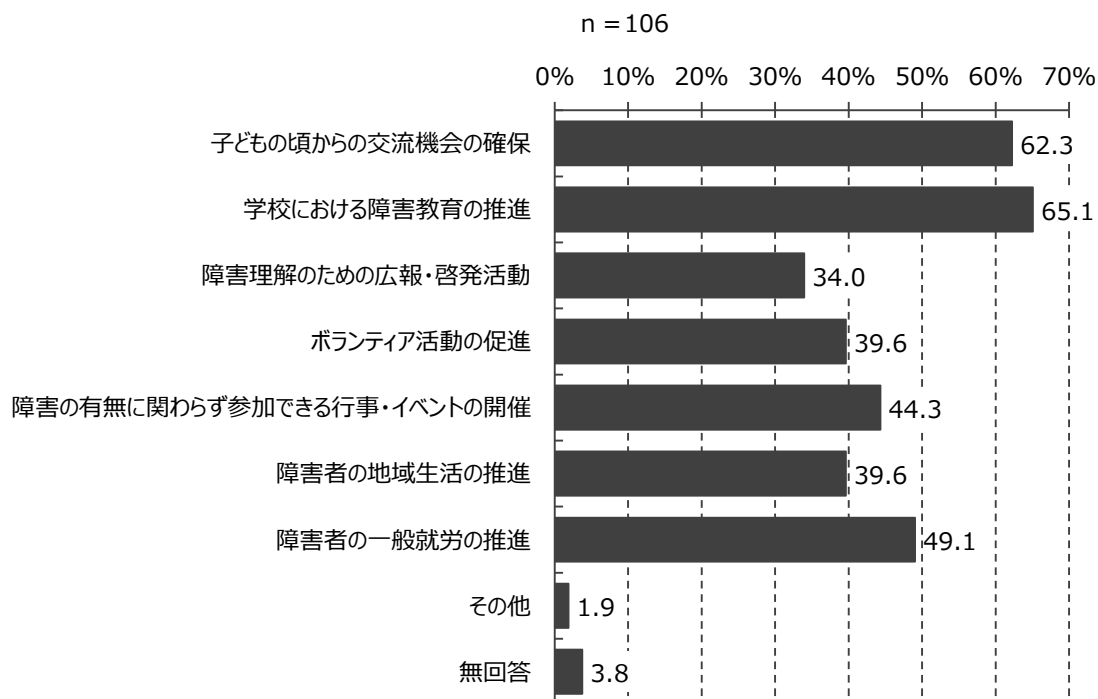
## 2) 一般町民調査

### ◎障害を理由とした差別について（一般町民調査）



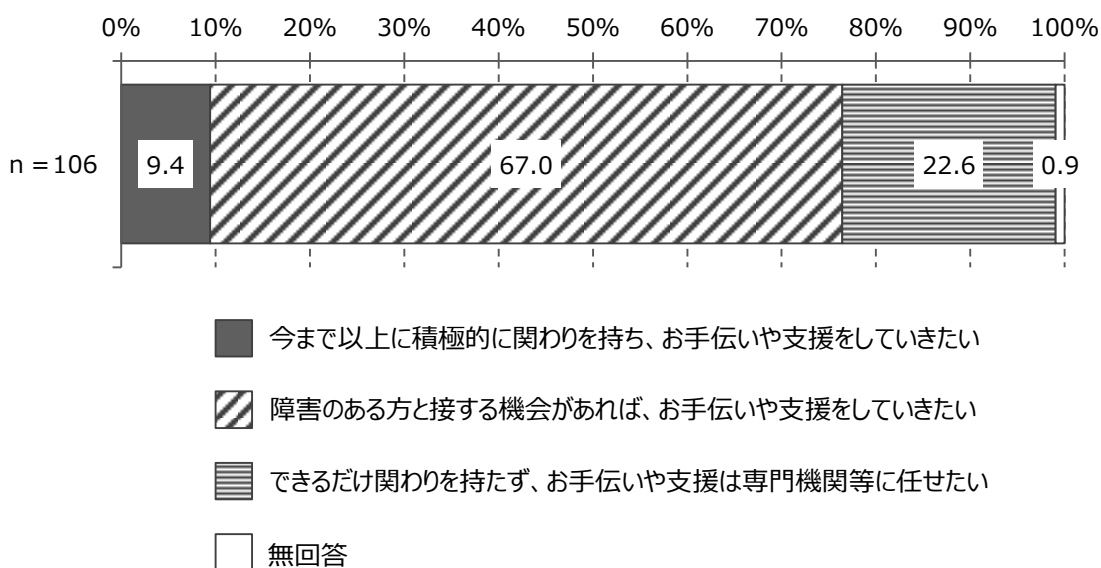
☆障害を理由とした差別については、「教育・保育機関」と「職場」において、「かなりある」、「少しはある」という回答が6割前後を占める。

## ◎理解を深め交流を図るために大切だと思うこと（一般町民調査）



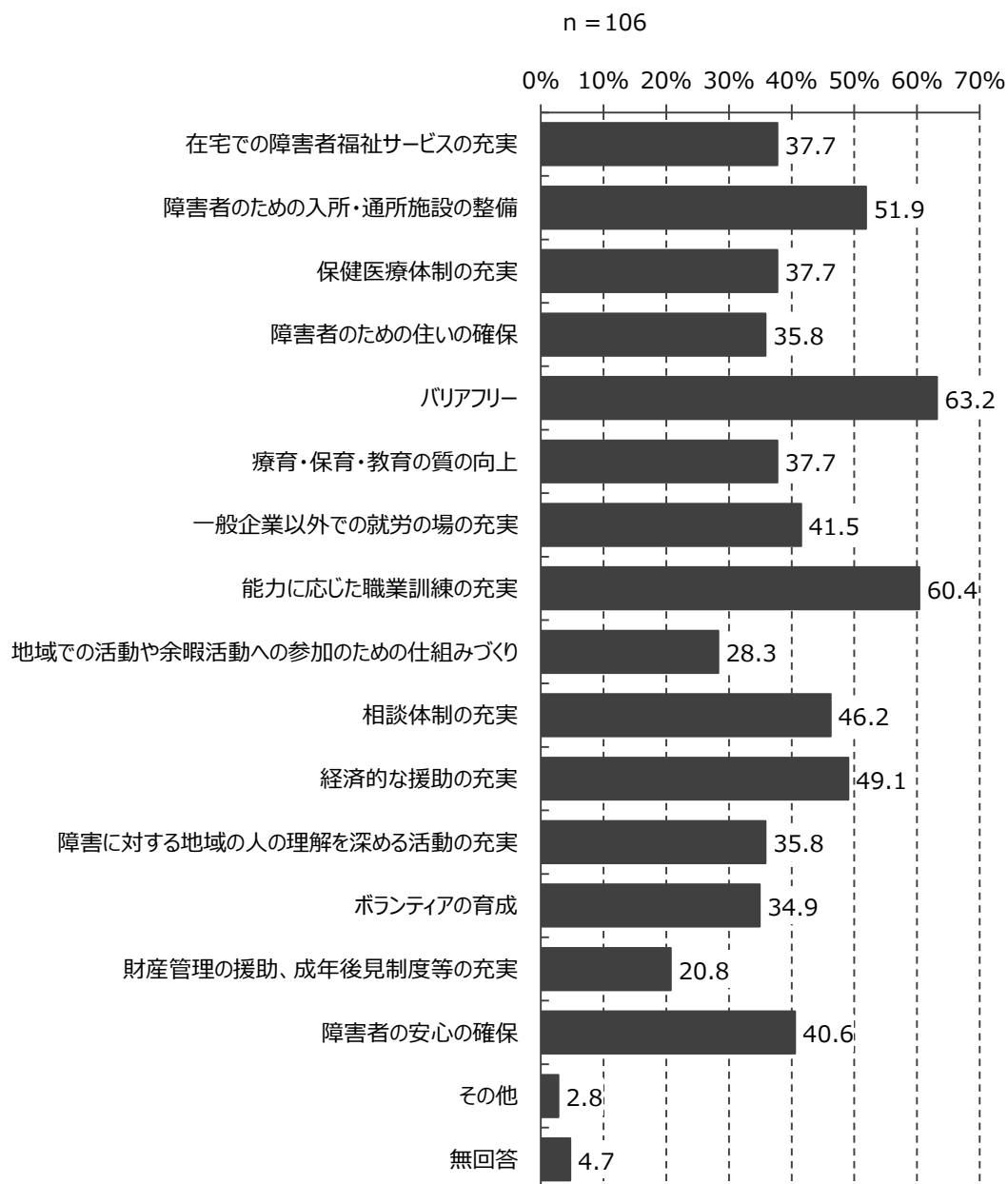
☆今後、障害のある人とない人が互いに理解を深め、交流を図っていくためにどのようなことが大切だと思うかを聞いたところ、「学校における障害教育の推進」と「子どもの頃からの交流機会の確保」との回答がともに6割を超え、約半数が「障害者の一般就労の推進」と回答。

## ◎障害のある人に対する手伝いや支援意向（一般町民調査）



☆今後、障害のある人に対して、3人に2人が「障害のある方と接する機会があれば、お手伝いや支援をしていきたい」と回答。

◎障害者施策の充実のための重要な取り組みについて（一般町民調査）



☆障害者施策の充実のためには、「バリアフリー」と「能力に応じた職業訓練の充実」が重要との回答が6割を超える。

### 3) アンケート調査で寄せられた主な意見

自由記述についてはすべての調査の総数で 189 件の記述がありました。

なお、いただいたご意見をまとめたものを以下に記載しておりますが、個人名や個人的な要望等は除いて掲載しております。

(件数)

	計	障害のある人				一般町民
		内訳				
		身体障害者手帳の所持者	療育手帳の所持者	精神障害者保健福祉手帳の所持者	自立支援医療の受給者	
件数	189	105	14	24	15	31

#### ◎障害のある人調査

##### (身体障害者)

- ・段差が多い。道幅が狭い。障害者、車椅子に便利な街づくりをしてほしい。
- ・障害の程度や年齢により、求める支援や施策が異なる。
- ・家族等の助けで生活できているが、1人になった時、支援が必要となり不安。
- ・仕事ができている人はいるが、給与が安い。
- ・在宅ワークを望む方が多くいるのではないか。
- ・毎年私たちの声をきいてほしい。
- ・葉山町の障害福祉課は、小さい自治体ゆえいつ訪問しても、直ぐにマンツーマンで対応してくれる。しかし、各種手続きの窓口が分かれ、個別に出向かなければならない。町民と各公的機関を繋ぐ窓口が、役場に集結し、役場から各関係機関に連絡、申請等をする仕組みが変われば、各種手続きに掛かる労力負担が軽減される。

##### (知的障害者)

- ・小学校支援級在籍。学校に専門知識を持った先生はほとんどいないので、児童個々に合う専門指導を行うためには、先生にも外部からのアドバイザーが必要。専門の先生を定期的に変えて、指導方法を学んでほしい。
- ・中学校も、地域の学校（支援級）へ進学したいと思っているが、支援級の不安がある。中学（義務教育）までは、地域で学ばせ、交流させたい。
- ・葉山では、障害者も少なく、大きな市のようにどの障害の人も、満足できる施設をつくるわけにはいきませんが、葉山以外の施設に、その市の行政が金銭的にも人材的にも、どれだけバックアップしているか調査して、町としてもバックアップしていただけたら、肩身が狭い思いをしなくてもすむ。
- ・近くに病院がないのが、とても不安。
- ・一部の意見が強く、そのために地域活動などに参加しづらい。嫌な気持ちになってまで、参加したくない。そういう意味でも、葉山町が住み易くなることを願う。
- ・グループホームは、終の住家でない事を知った。高齢になり、日中活動に通う事ができなくなると、G.Hを出なければなりません。親も身内も居なくなって一人になる。誰かの支援なしでは生きて行けないし、葉山で生涯を終えたい。老人ホームは、沢山できていますが、障害者はそこでは受け入れてくれない。
- ・とにかく情報が少ない。町として、教えてくれることは少ない。その為、ほかの地域から情報をもろう。



### (精神障害者-手帳所持者)

- 障害年金が、どんどん減額されているのが不満。子ども手当などは支給するのに、障害者や高齢者に対しては、冷たい政治。もう少し、常識的な考えをもって政治を行ってほしい。
- 精神障害者の就労を充実してほしい。
- 低所得で1人で生活している高齢の精神障害者が、孤独死する様な事の無い様、グループホームを実現してほしい。
- 制度がわからない。使えない。情報が入ってこない。差別や偏見がひどい。対応がひどい。
- 役場の人は、聞けば教えてくれるけど、自分から聞かなければ、何の情報も得られない。どんな人でも必要な情報が得られるように、発信の工夫をしてほしい。

### (精神障害者-自立支援医療の受給者)

- 老人介護にくらべて知的、精神障害の支援は遅れている。グループホームも存在せず、親の老後、残された子供達はどうなるのか心配。一刻も早く町内にグループホームを建設してほしい。
- 様々な手続きを簡単にしてほしい。精神障害年金を申請したいが、自分では申請がわかりにくい。
- 障害者福祉制度は、複雑且つ知らなければ受けられないサービスばかり。本人が知らなくても、利用可能な制度、サービスの情報について、個人の状況に沿った情報提供や対応を期待する。
- サービス提供事業者の事業体制の向上に資する対応をお願いしたい。例えば、契約、金銭受授等、素人レベルの事業者ばかりで、信用、信頼するのが難しい。
- 相談支援の充実を希望。

## ◎一般町民調査

- 幼稚園や小学校など、まだ障害を持つ方への偏見を持たないうちに、交流できる機会を作れるといい。
- 葉山は、色々な取り組みをしていて、暮らしやすさは感じる。障害者が、孤立しないように、地域の方々が支えていければいい。
- 高齢化が進み、元気な高齢者がボランティアとして活動に参加できる、また参加推進の運動が必要。
- 障害者に対して、意識過剰や特別扱いは障害程度により使い分け、自立をしやすい援助や対策が必要。町では分析をして対策をとってほしい。
- 身近に障害者がいる為、日頃から障害者施策には関心を持っている。葉山は、他地方に比べ、障害者にとってはわりと住み良い所。これからも、より一層の障害者施策に力を入れてほしい。

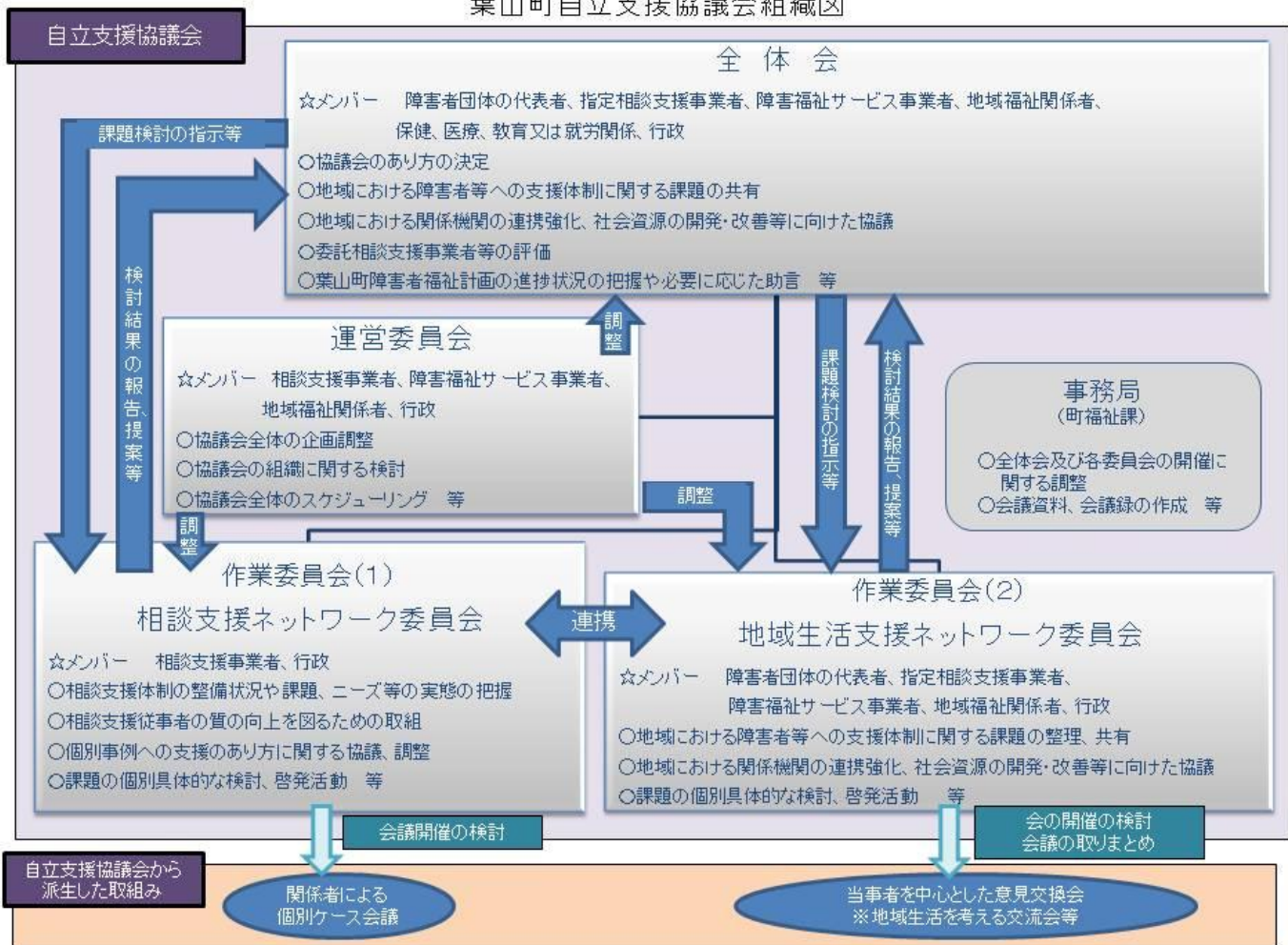
## 6. 葉山町自立支援協議会の役割

障害のある人の地域生活を支えるためのネットワークの構築、あるいは支援体制の整備について検討するため、地域での中核的な役割を果たす協議の場として、障害者総合支援法では「地域自立支援協議会」の設置が定められています。

町では、平成 20 年 3 月に葉山町自立支援協議会を設置し、関係機関、関係団体並びに障害のある人及びその家族が幅広く参加し、相互の連携を図るとともに、地域ネットワーク体制の構築、社会資源の確保・充実、その他支援策の検討等、諸々の課題について検討・協議してきました。

町においては、社会資源が充分とはいえない現状にあるため、葉山町自立支援協議会において個別・具体的な支援方法に関し協議・検討を積み重ねながら、少ない社会資源を埋めるための施策の検討、あるいは社会資源を充実させるための方法等、関係機関で連携して検討していくことが求められます。

葉山町自立支援協議会組織図



## ○葉山町自立支援協議会における主な課題

葉山町自立支援協議会では、相談支援ネットワーク委員会及び地域生活支援ネットワーク委員会の2つの作業委員会において、町における課題やニーズの把握を行うとともに、その課題の解決方法を検討しています。

葉山町障害者福祉計画の策定において、次のとおり課題を取りまとめ、これらをもとに内容を審議し、計画に反映しています。

	当事者・家族	地域住民	支援者・その他
つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の個人情報を出したくないが、支援をしてもらいたい。</li> <li>・福祉に限らず、当事者・家族、各機関、地域住民間でつながり、連携した支援が必要。（遠くの親戚より近くの他人や地域とのつながり）</li> <li>・もっと外に出てつながりたい、もっと外へ出してつなげていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人とつながる方法がわからないので、つながる方法を探したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーマルサービスとインフォーマルサービスとの連携が必要。</li> <li>・高齢者に対するお助け隊のような、既にある地域資源にも障害の特性を知ってもらい、行動範囲を広げてもらう、または連携していく必要がある。</li> <li>・支援困難ケースについては、虐待リスクが潜んでいることが少なくない。特にネグレクトや経済的虐待は表に出にくい。</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級、特別支援学級における共通理解が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町・学校・住民間での横のつながりが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人のライフスタイルごとにあわせて、学校選択や就労などの将来を見通した支援の必要性。</li> </ul>
移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方までの通学・通所・就労が大変である。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の土地の性質上、町内に社会資源が少なく、遠方まで通所・通学・通勤が必要であり、移動が困難である。また、事業所までの送迎や児童の通学に対する支援の問題がある。</li> </ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援情報がありすぎるゆえ、自分にとっての有意義な情報の取捨選択が難しい。</li> <li>・どこにどのような相談をすればいいのかかわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援する側、支援を受ける側どちらも連携して情報を共有する場がほしい。現状ではまずどこに相談すれば良いのかかわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人にも関わるといような介護事業所などの社会資源に向けた障害特性の周知。</li> <li>・一般的に障害のある人の認知や知識、理解が少ない。</li> <li>・利用者も制度を理解できていない場合がある。</li> </ul>
就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分から仕事を探すことや、意欲を保ちながら働くことが難しいため、支援が必要。</li> <li>・企業、町、地域の連携による就労に関わる支援体制の構築。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・働くことが可能な障害であっても、実際の求人は横浜・川崎などの遠方が多く、近隣の求人が少ないため、通うことが難しい。</li> </ul>
衣食住	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後など将来を考えると不安である。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・A、B型事業所、相談支援事業所、生活介護事業所、GH、短期入所の場所、入浴を行っている生活介護事業所、訪問入浴の事業所等が少ない。</li> <li>・短期入所やGHの利用ニーズは非常に高いが、町内の受け入れ態勢が整っていない。そのため、利用検討が困難になっている。</li> </ul>
認知度（理解）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のことについて、偏見の無い正しい情報で知ってもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害に対する知識が足りないため、どのように接したらよいのかかわからない。</li> <li>・外見からは判断しづらい障害に対する接し方が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人にも関わるといような介護事業所などの社会資源に向けた障害特性の周知。</li> <li>・一般的に障害のある人の認知や知識、理解が少ない。</li> </ul>
災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大災害時など、いざという時に助けてもらえるか不安を感じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時、障害のある人をどのように支援してよいのかかわからない。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの対象になっていない病気等に対する支援。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の3事業所にサービス等利用計画の作成が集中してしまい、支援の質を保ちながら件数をこなすことが難しいと感じている。また、そのために従前より行ってきた一般相談支援を十分に行うことにも影響を及ぼしている。</li> </ul>

